

第6期大船渡市障がい福祉計画 (第2期大船渡市障がい児福祉計画)

(令和3年度～令和5年度)

大 船 渡 市

目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	3
4 障がい者の現状と課題	4
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本的理念	9
2 計画推進の取り組み方	9
第3章 計画の目標値の設定	
1 施設入所者の地域生活への移行	11
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	12
3 福祉施設での就労から一般就労への移行等	12
4 障がい児支援の提供体制の整備等	14
第4章 障がい福祉サービス等の見込み量とその方策	
1 訪問系サービス	18
2 日中活動系サービス	19
3 居住系サービス	25
4 相談支援	27
5 児童福祉法による障がい児サービス等	29
6 発達障がい者等に対する支援	33
7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の具体的指標	34
8 相談支援体制の充実・強化のための取組	34
9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	34
第5章 地域生活支援事業の見込量とその方策	
1 地域生活支援事業（必須事業）	35
2 地域生活支援事業（任意事業）	41
第6章 計画の推進体制	44
気仙管内障がい福祉サービス提供事業所一覧	45

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の制定（平成24年6月）により、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが明示され、利用者負担について応能負担の原則、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などの新しい内容が示されました。また、障害者基本法の改正（平成23年7月）や、障害者虐待防止法の制定（平成24年10月）、障害者差別解消法の制定（平成25年6月）等、障がい者に係る様々な国内法の整備が進められ、平成26年1月には障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の締結国となりました。

平成30年度以降の障がい者（児）の法改正については以下のとおりです。

障害者総合支援法、児童福祉法が改正され（平成30年4月）、障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応等が規定されました。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年6月）が施行され、障がい者による芸術文化活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することが規定されました。また、自治体による障がい者の文化芸術活動の計画策定が努力義務化されました。

「障害者雇用促進法」が改正（令和元年6月）され、自治体の障害者活躍推進計画策定の義務化や、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給が規定されました。また、同年、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

（令和元年6月）が施行され、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが規定されました。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（令和2年6月）が施行され、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合事務の対象拡大が規定されました。

本市では、平成17年度に第1期大船渡市障がい福祉計画（期間18年度～20年度）を策定して以来、これまで5期にわたり計画を策定し、障がい者等が地域で安心して暮らせるように、サービス提供体制の確保と充実に努めてきました。

第6期大船渡市障がい福祉計画は、障害者総合支援法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、地域において必要な障がい福祉サービス等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度までの数値目標の設定及び各年度の需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

2 計画の性格

(1) 本計画の位置づけ

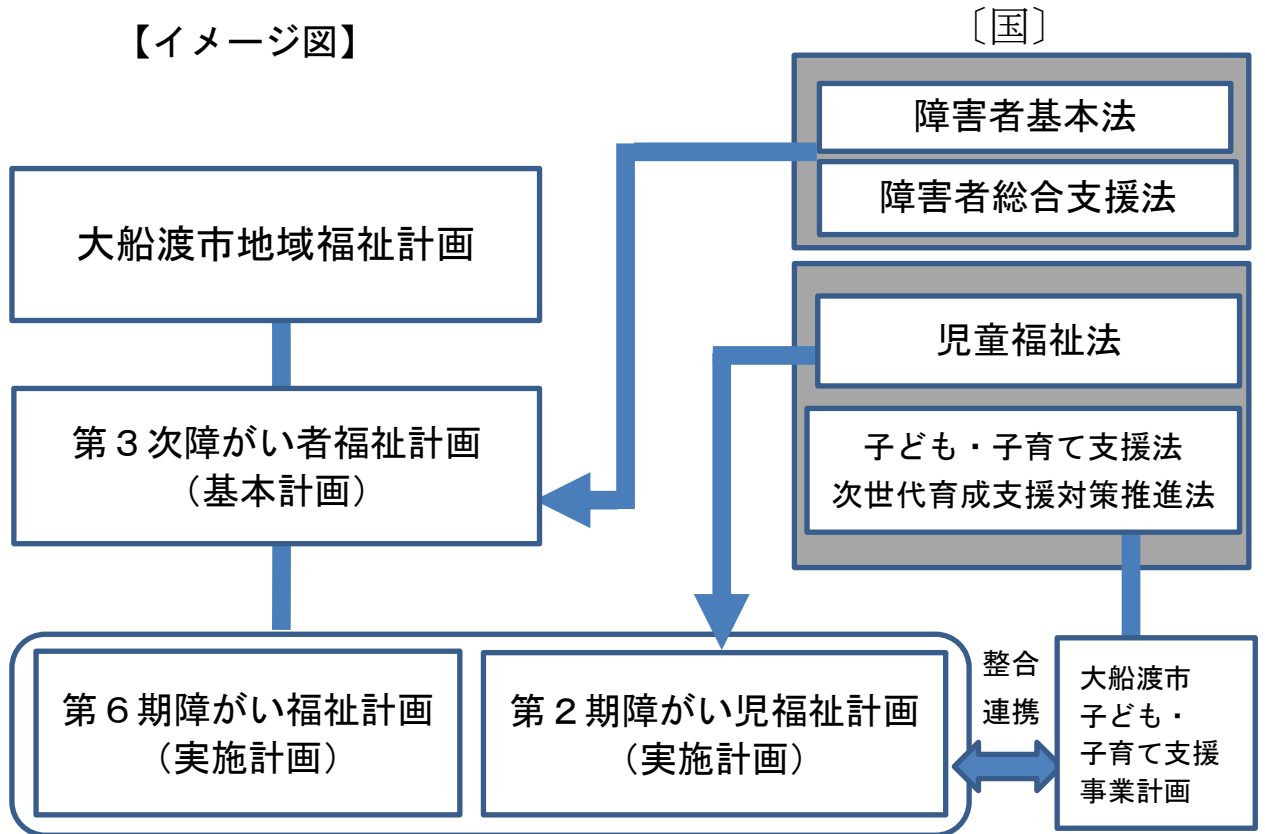
本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的計画として策定するもので、障がい福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画です。

また、この計画は、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に即して策定します。

第6期大船渡市障がい福祉計画・第2期大船渡市障がい児福祉計画		
名 称	第6期 障がい福祉計画	第2期 障がい児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
策定内容	障がい福祉サービスの必要量、提供体制確保のための方策を定めます。	児童福祉法に基づくサービスの必要量、提供体制確保のための方策を定めます。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の指針に基づき、「第3次大船渡市障がい者福祉計画」及び「大船渡市子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら策定するものです。



3 計画期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としています。

平成	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	第2次大船渡市障がい者福祉計画 (平成20年度～平成29年度)			第3次大船渡市障がい者福祉計画 (平成30年度～令和5年度)					
	第4期大船渡市障がい福祉計画 (平成27年度～平成29年度)			第5期大船渡市障がい福祉計画 第1期大船渡市障がい児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)		第6期大船渡市障がい福祉計画 第2期大船渡市障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			

4 障がい者の現状と課題

(1) 障がい者手帳所持者等の推移

① 障がい者数の推移

本市の障がい者数は、令和2年3月末現在2,368人で、概ね横ばい状態で推移しています。障がい者別の推移については、身体障がい者は減少傾向、知的障がい者及び精神障がい者は増加傾向で推移しています。

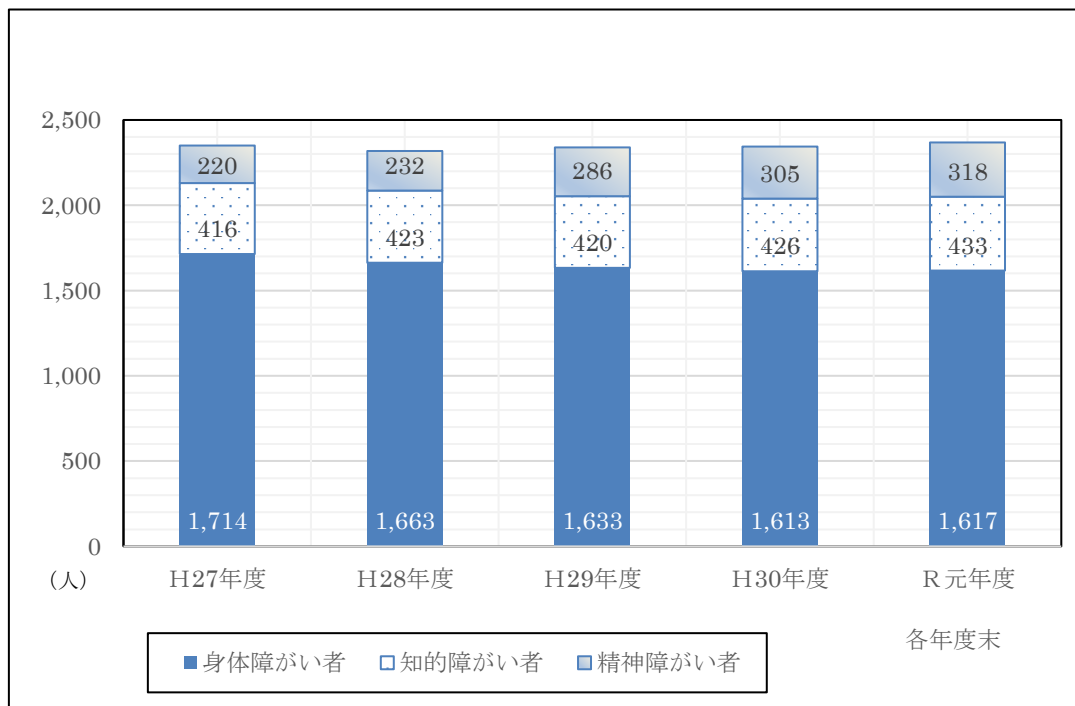
また、障がい者のうち、全体の約7割弱を身体障がい者が占めています。

■ 障がい者数の推移（手帳所持者）

（単位：人）

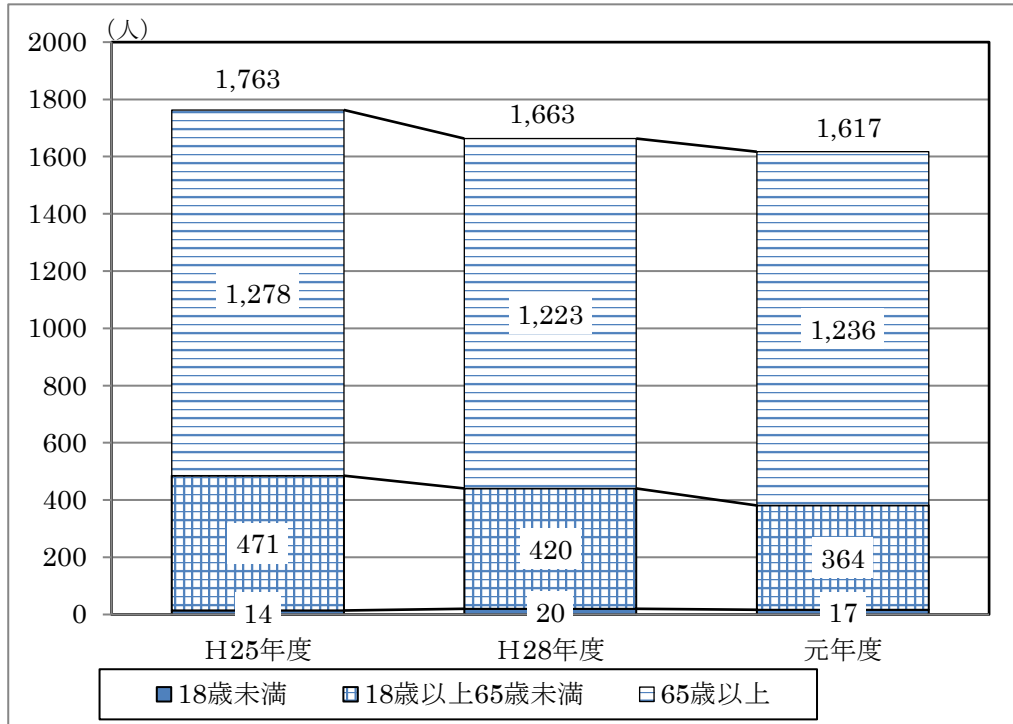
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
身体障がい者 (身体障害者手帳所持者)	1,714	1,663	1,633	1,613	1,617
知的障がい者 (療育手帳所持者)	416	423	420	426	433
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳所持者)	220	232	286	305	318
合 計	2,350	2,318	2,339	2,344	2,368

各年度末



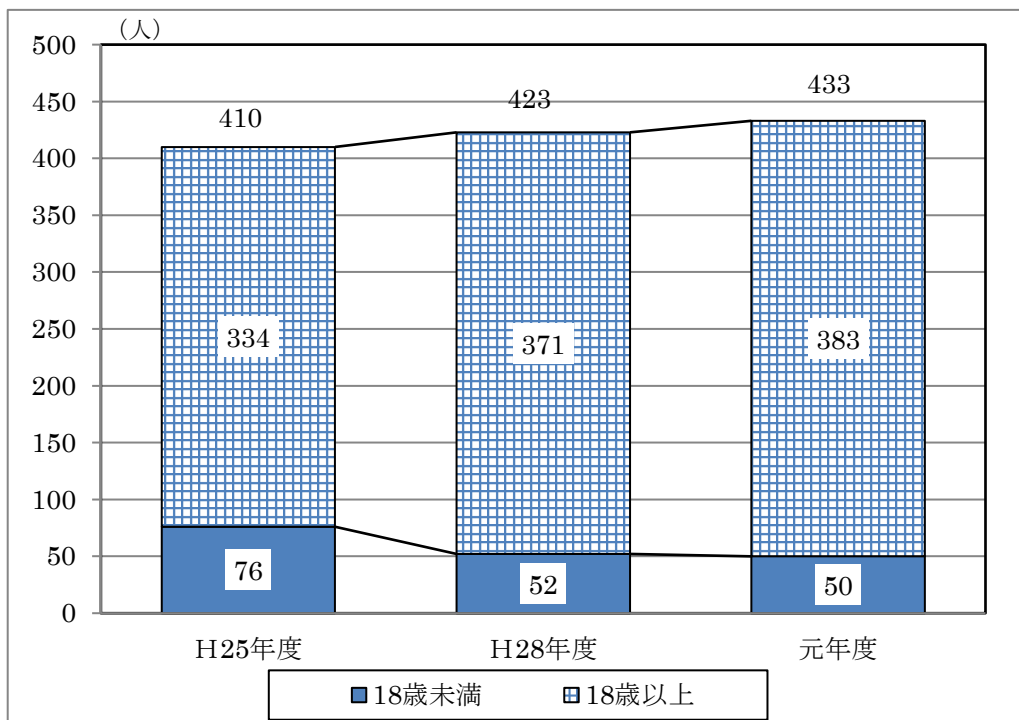
② 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成 25 年度から令和元年度にかけて減少しています。年代別にみると 18 歳未満は横ばい、18 歳以上 65 歳未満は減少傾向にあります。65 歳以上の手帳所持者数は全体の 7 割以上を占めています。



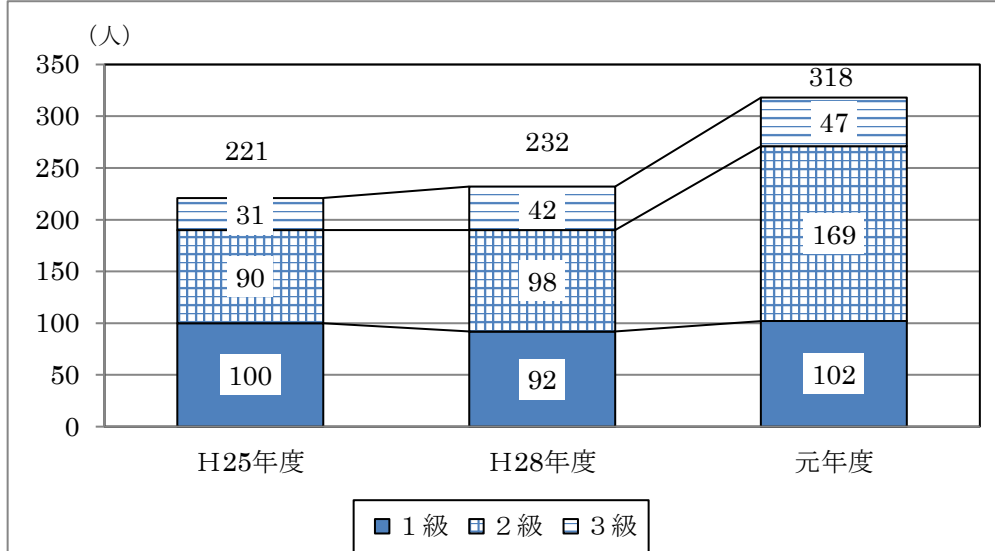
③ 療育手帳所持者数の推移

平成 25 年度から令和元年度における療育手帳所持者数は増加していますが、18 歳未満は減少傾向にあります。



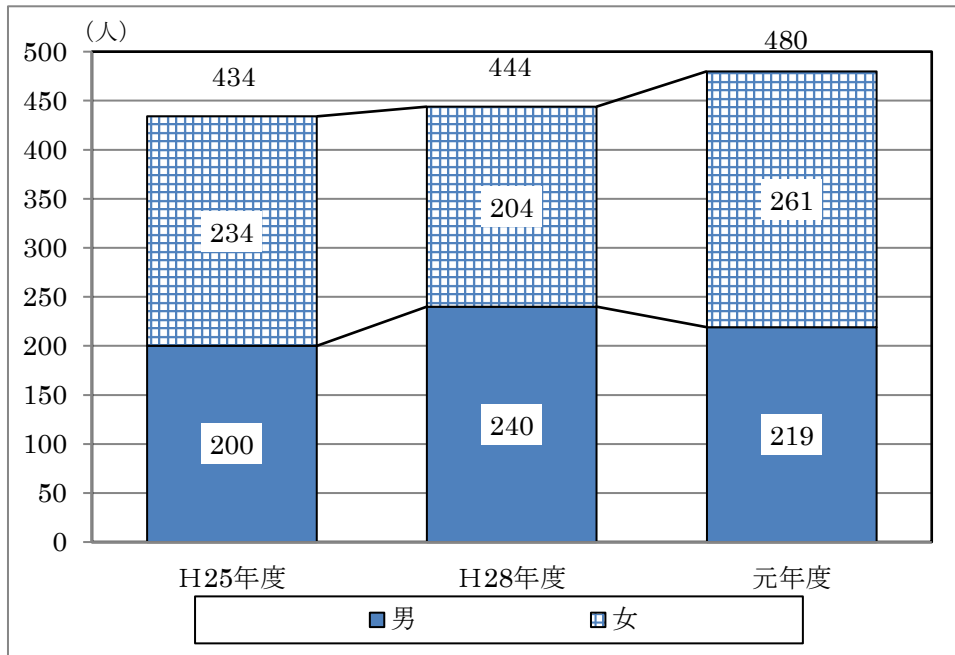
④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 25 年度から令和元年度における精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加で推移しています。等級別に見ると 2 級の手帳所持者数が増加しています。



⑤ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

平成 25 年度から令和元年度における受給者数は増加傾向にあります。令和元年度の男女別割合では、女性が約 2 割多くなっています。



⑥ 特定疾患医療受給者数の推移

治療方法が確立していない疾患やその他特殊な疾患で国が指定する特定疾患、いわゆる難病患者は県の特定疾患医療費助成制度を受けることができますが、大船渡市における当該制度の受給者は、令和2年3月末で307人となっており、受給者数は横ばい傾向にあります。

■ 特定疾患医療受給者数の推移

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
特定疾患医療受給者数	364	359	297	307	307

各年度末

(2) 課題

① 日常生活を支える福祉サービスの提供の確保

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、障がい者の日常生活を支えるサービス提供が求められています。

訪問系サービスにおいては、「居宅介護（ホームヘルプサービス）」など、サービスを必要とする障がい者のもとに、適切に届いているのか、その一人ひとりの状況を鑑み、潜在的なニーズの把握が必要です。

日中活動系サービスにおいては、就労移行支援や就労継続支援の利用者が増加しています。就労系事業所、ハローワーク、気仙障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、福祉的就労から一般就労への移行など、就労機会の拡大が必要です。

障がい者や介護者の高齢化も進行しており、障がい者・介護者共に、介護者亡き後の生活に不安を持っていることや、障がい者自らが、親元からの自立を希望しているなど、今後においても、グループホームの整備や権利擁護の支援が求められています。施設入所支援は、施設が満床状態にあり、身体障がいを中心とした療養型の入所支援施設の県内待機者は令和2年5月末現在で130名となっています。また、医療体制が必要な療養介護施設が気仙圏域に無いことから、気仙圏外の事業所の利用など広域的な対応により提供体制の確保に取り組む必要があります。

地域移行を推進するために障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携し、地域移行支援や地域定着支援の利用の促進が必要です。

障がい児支援については、障がいのある子どもを持つ家庭の負担や悩みは大きいため、子どもと保護者に対し必要な支援を必要な時期に提供できるよう、発達段階に応じたきめ細やかな支援と、ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築、子どもの健やかな育成と保護者の安心に寄与できる専門性を持った支援が求められています。

② 障がい者の経済的自立の促進

障がい者等が日々の生活を営み、親亡き後なども安心して過ごせる生活を実現するためには、日常生活を支える基盤としての経済的な自立が必要です。

障がい者の就労に対する理解促進や就労環境整備等の啓発活動及び働く知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）利用者の工賃確保のため、受注機会の確保や、市の事務事業にかかる物品等の優先調達推進、物品等販売の場の確保が必要です。

③ 人材の確保・育成

障がい者の多様な状態やニーズを的確に判断し対応するためには、専門的な知識や技能を持った人材の確保・育成が欠かせません。

事業所でも、慢性的に人材不足の状況があることから、人材確保のために、岩手県福祉人材センターやハローワーク等との連携が必要です。

また、利用者が満足できるサービス提供につなげるためには、事業所職員の資質向上を図る必要があるため、職員研修等の機会を確保する必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的理念

障がい者等の自己決定を尊重し、地域で安心して暮らせるための支援の提供

第3次大船渡市障がい者福祉計画の基本理念である「ノーマライゼーション」のもと、すべての障がい者等が障がいの程度に関わらず、障がい者等が自らの意思で日常生活・社会生活のスタイルを選択及び決定でき、希望する地域の中でサービスその他の支援を受けながら、安心して暮らしていけるよう方策を講じます。

2 計画推進の取り組み方

(1) 障がい者等の意思決定の支援と尊重

国の指針にある地域共生社会の実現のため、障がい者等の意思決定を支援し、その決定を尊重するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、ライフステージに応じてその自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備と連携を進めます。

(2) 障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲は、障害者総合支援法に基づき、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等としてサービスの充実を図ります。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者が精神障がい者に含まれていること、難病患者が法に基づく給付の対象となっていることの周知を図ります。

(3) 障がい者等の生活を地域全体で支える支援

障がい者等の自立支援の観点から、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進、地域生活の継続の支援を図るために、地域の社会資源を最大限に活用します。

また、地域住民に対し、障がいに対する正しい知識や理解を深めるため、市はその啓発活動に努めるとともに、障がい者等と地域住民との交流を促進します。

(4) 訪問系サービス・日中活動系サービスの充実

日常生活を単独で送ることが難しい障がい者等に対し、各個人が必要なサービスを受けることができるよう、訪問系サービス等の充実を図ります。

また、生活や就労の技術を身につけることを目指す日中活動系サービスの利用者が、各個人に適切なサービスを選択し、充実した日々を送ることができるよう、サービス等の充実を図ります。

(5) 居住系サービスの充実と地域生活への移行

地域での生活を希望する施設入所者や退院可能なすべての障がい者等の地域移行を促進するとともに、親亡き後や親元などから自立をした場合の障がい者の住まいの場を確保するため、グループホーム等の整備について推進します。

(6) 総合的な就労支援体制づくり

市では、これまでも気仙障がい者就業・生活支援センター等を中心に、障がい者の一般就労・福祉的就労を支援してきましたが、今後も就労相談から職業訓練、求職活動、就労後のフォローまで、一貫した総合的支援を提供できるようにハローワークや福祉施設等の関係機関との連携強化を図ります。

また、企業へ障がい者に対しての理解促進及び障がい者雇用の啓発を図ります。

(7) 相談支援体制の充実

障がい者等が地域において自立した日常生活・社会生活を営むためには、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制が不可欠です。このため、障がい者や家族等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定相談支援事業所の充実のために必要な施策を推進していきます。

(8) 補装具及び日常生活用具の普及

補装具や日常生活用具をはじめとする福祉機器は、障がい者等の移動やコミュニケーションの確保等、就労や日常生活を営むうえで必要不可欠であることから、給付対象者への周知と、福祉機器への理解や利用の促進に向けた啓発を図ります。

(9) 障がい児支援の充実

障がい児支援においては、早期に障がいを発見し、療育及び教育の支援を行うこと、また、障がいの状態や発達状況などに応じて、より良い環境を整え、障がいのない子どもと共に成長し合える健やかな育成のための発達支援体制をつくることが重要です。

本市では、健診等において気になる乳幼児の状況把握に努めるとともに、発達に心配のある子どもを対象とした「のびっこ教室」や「ひまわり教室」（児童発達支援）等を実施していますが、より多様化する障がい児支援のニーズに、きめ細かく対応するため、児童発達支援センターを中核とした障がい児支援体制の整備に努めます。

また、障がい児及びその家族に対して、乳幼児から学校卒業までライフステージに応じた効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関との連携を強化し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第3章 計画の目標値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活に移行する者の数

【目標値】 令和3年度から5年度末までの 地域生活に移行する者の数	令和元年度末時点の入所者数
1人	79人

目標設定の考え方	平成30年度から令和2年度の施設入所者で地域生活へ移行した者は無かったこと等を踏まえ、1人を目標とする。地域生活移行希望者に対して、可能な社会資源を検討しながら、適切な支援をしていく必要がある。
国の指針	令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする。

(2) 施設入所者数の削減

【目標値】 削減見込 (A) - (B)	令和元年度末時点 の入所者数 (A)	令和5年度末の入 所者数 (B)
1人	79人	78人

目標設定の考え方	施設入所の待機者がいることや平成30年度から令和元年度の実績等を踏まえ、1人を目標とする。
国の指針	令和元年度末の施設入所者数を令和5年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【目標値】 令和5年度末時点の地域生活支援拠点等が有する機能の充実
圏域で1箇所

目標設定の考え方	令和5年度末までに、地域生活を支援する機能を多面的に行う役割を事業所ごとに分担しながら拠点的な機能を行う事業所を圏域に1箇所整備することを目指す。
国の指針	地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は多面的な体制をいう。）について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

3 福祉施設での就労から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度中に一般就労する者の数

【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者数	令和元年度の一般就労への移行者数
6人	4人

目標設定の考え方	国の指針どおりとする。
国の指針	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。 当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

(2) 就労移行支援にかかる一般就労への移行者数

【目標値】 令和5年度の一般就労への移行者数	令和元年度の一般就労への移行者数
4人	3人

目標設定の考え方	国の指針どおりとする。
国の指針	令和5年度末における一般就労への移行者数を令和元年度実績における移行者数の1.3倍以上増加することを目指す。

(3) 就労継続A型にかかる一般就労への移行者数

【目標値】 令和5年度の一般就労への移行者数	令和元年度の一般就労への移行者数
1人	0人

目標設定の考え方	国の指針どおりとする。
国の指針	令和5年度末における一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上増加することを目指す。

(4) 就労継続B型にかかる一般就労への移行者数

【目標値】 令和5年度の一般就労への移行者数	令和元年度の一般就労への移行者数
1人	1人

目標設定の考え方	国の指針どおりとする。
国の指針	令和5年度末における一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上増加することを目指す。

(5) 就労定着支援の利用者数

【目標値】 令和5年度における就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数（A）	【目標値】 令和5年度における就労定着支援の利用者（Aの7割）
6人	4人

目標設定の考え方	国の指針どおりとする。
国の指針	令和5年度における就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数の7割が就労定着支援を利用することを目指す。

(6) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所の割合	令和元年度の就労定着支援の利用者数	令和元年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数
70%	0人	0箇所

目標設定の考え方	国の指針どおりとするが、圏域に就労定着支援を行う事業所が無い。 (県内に16事業所)
国の指針	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを旨とする。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の整備

【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センターの数	【目標値】 令和5年度末の保育所等訪問支援を実施する事業所の数
1箇所	1箇所

目標設定の考え方	国の指針どおりとし、市または圏域での面的整備に向けた実施体制の構築を目指す。
国の指針	①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 ②令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等への訪問支援を実施することにより、全ての市町村に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

(2) 重症心身障がい児等への支援体制確保

【目標値】 令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	【目標値】 令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する放課後等ディサービス事業所の数
1箇所	1箇所
目標設定の考え方	国の指針どおりとする。
国の指針	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【目標値】 令和5年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	【目標値】 令和5年度末の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
圏域で設置済	圏域で配置
目標設定の考え方	国の指針どおりとする。
国の指針	①令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 ②令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを各市町村又は各圏域に配置することを基本とする。

※ 医療的ケア児とは

人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療ケアが必要な障がい児

第4章 障がい福祉サービス等の見込み量とその方策

障害者総合支援法に基づくサービスには、在宅生活を支援する「訪問系サービス」、施設への通所や入所施設での昼間のサービスである「日中活動系サービス」、入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの「居住系サービス」に大別される障がい福祉サービスがあります。さらに、計画相談、地域移行支援及び地域定着支援を行う「相談支援」、市町村が地域の実情に応じて行う「地域生活支援事業」があります。

第5期計画からは、新たに児童福祉法に基づく障がい児に対するサービスが追加され、ライフステージに応じた一体的なサービスの確保が求められています。

本章では、障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）、相談支援、障がい児向けサービスの見込量と確保の方策について定めています。

なお、地域生活支援事業については、第5章において見込量と確保の方策を定めます。

総合的な障がい福祉サービス概念

自立支援給付

訪問系サービス

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 同行援護

日中活動系サービス

- 生活介護
- 療養介護
- 短期入所
- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 就労定着支援

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神障害者通院医療

補装具

居住系サービス

- 共同生活援助(グループホーム)
- 施設入所支援
- 自立生活援助

相談支援

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援
- 障がい児相談支援

障がい者
障がい児

児童福祉法による障がい児支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障がい児施設入所支援
- 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

地域生活支援事業

必須事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

- 訪問入浴サービス
- 生活訓練等
- 福祉機器リサイクル
- 身体障害者自動車運転免許取得・改造助成事業
- 日中一時支援
- 音楽療法
- 点字・声の広報発行
- 声の福祉図書館

1 訪問系サービス

■ サービスの概要

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者及び精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、必要な情報提供をするとともに、援助を行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度までの利用状況から推計します。
今後の見込量確保のための方策	障がいのある方の地域生活への移行や介護者の高齢化等にともない、訪問系サービス利用者数は微増しているため、障がい者等が必要な介助を受けながら在宅で生活できるよう需要の動向を常に把握し、市内の事業者と連携を図りながらサービスの提供体制の整備・拡充に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績等

サービス名	単位	30年度	元年度	2年度(見込)
居宅介護	見込人数 (人/月)	45	47	49
重度訪問介護	利用実人数 (人/月)	43	46	46
行動援護	延べ見込時間数 (時間/月)	521	532	542
重度障害者等包括支援	延べ利用時間数 (時間/月)	494	593	684

■ 第6期必要量見込

サービス名	単位	3年度	4年度	5年度
居宅介護	利用実人数 (人/月)	47	48	50
重度訪問介護	延べ利用時間数 (時間/月)	808	953	1,124
行動援護				
重度障害者等包括支援				
同行援護				

2 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービス[介護給付]

① 生活介護

■ サービスの概要

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度までの利用状況から推計します。
今後の見込量確保のための方策	生活介護サービスの延べ利用日数は微増しているため、障がい者等が安心して地域生活を続けられるよう需要の動向を常に把握し、市内の事業者と連携を図りながらサービスの提供体制整備・拡充に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績等

単位	30年度	元年度	2年度(見込)
見込人数 (人/月)	145	146	148
利用実人数 (人/月)	139	142	128
延べ見込日数 (人日/月)	2,724	2,779	2,834
延べ利用日数 (人日/月)	2,584	2,588	2,694

※(人日/月)＝ひと月あたりの延べ利用日数(以下も同様)

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	128	128	128
延べ利用日数 (人日/月)	2,747	2,747	2,747

② 療養介護

■ サービスの概要

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	現在、8名の方が療養介護（市外施設）を利用しており、引き続き利用するとともに、施設入所者の高齢化や重度化が見込まれることから、利用者数は微増傾向を見込みます。
今後の見込量確保のための方策	療養介護施設は、医療的ケアが必要となるため、圏域での新設や増床が見込めませんが、広域的に県内外の施設と調整をする等、必要なサービス量の確保に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績等

単位	30年度	元年度	2年度（見込）
見込人数 （人／月）	6	6	6
利用実人数 （人／月）	6	10	10

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 （人／月）	10	10	10

③ 短期入所

■ サービスの概要

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度までの利用状況を踏まえ推計します。
今後の見込量確保のための方策	短期入所の利用者が常態化・長期化している状況にあり、特に緊急を要する場合に定員の関係で受入ができないことがあることから、関係機関と連携を図りながら、サービス提供の体制整備・拡充に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績等

単位	30年度	元年度	2年度（見込）
見込人数 （人／月）	13	13	13
利用実人数 （人／月）	14	10	7
延べ見込日数 （人日／月）	195	195	195
延べ利用日数 （人日／月）	261	159	145

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	7	7	7
延べ利用日数 (人日/月)	150	150	150

(2) 日中活動系サービス[訓練等給付]

① 自立訓練

■ サービスの概要

サービス名	サービスの概要
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者や難病患者等を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい・精神障がいのある方などで、施設や病院に長期入所・入院していた方などを対象に、地域生活を送る上で身につけてはならない基本的なことを中心に訓練を行います。

■ 見込みの考え方・方策

令和5年度までの 見込みの考え方	<p>【機能訓練】 機能訓練が行える事業者が県内に1箇所のみとなっているため、現在、利用者はいませんが、アンケートにおいてもサービスの利用を希望する障がい者等がいることから、必要に応じ適切に対応します。</p> <p>【生活訓練】 平成30年度から令和2年度にかけて利用者は横ばいの状態です。現在、生活訓練が行える事業者が市内に無い状況ですが、施設や病院に長期入所や入院していた障がい者等の地域生活への移行の取り組みやアンケートの利用意向結果を考慮し、見込量を推計します。</p>
今後の見込量確保 のための方策	<p>【機能訓練】 サービス利用希望者が身体機能・生活能力の維持・向上等に必要な支援が受けられるよう、広域的に県内外の事業所と調整をする等、必要なサービス量の確保に努めます。</p> <p>【生活訓練】 地域での生活を希望する知的・精神障がい者が生活能力の維持・向上等につながる必要な支援が受けられるよう、サービス需要の動向の把握に努めながら、広域的に県内の事業所と調整をする等、必要なサービス量の確保に努めます。</p>

■ 第5期の見込量及び実績等

単位	30年度	元年度	2年度（見込）
見込人数 （人／月）	2	2	2
利用実人数 （人／月）	3	3	2
延べ見込日数 （人／月）	67	67	67
延べ利用日数 （人日／月）	54	60	45

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 （人／月）	2	2	2
延べ利用日数 （人日／月）	45	45	45

② 就労移行支援

■ サービスの概要

就労を希望する65歳未満の障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上等のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行い、本人の適正に見合った職場への就労と定着を支援します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	市内では令和2年に3事業所全てが本事業を休止しており利用者の減少が見込まれるため、市外事業所の利用者数を推計します。
今後の見込量確保のための方策	圏外での利用状況や利用ニーズも見ながら休止事業所と再開を協議していきます。

■ 第5期の見込量及び実績等

単位	平成30年度	令和元年度	2年度（見込）
見込人数 （人／月）	9	9	10
利用実人数 （人／月）	10	8	6
延べ見込日数 （人／月）	202	202	224
延べ利用日数 （人日／月）	190	144	112

■ 第6期の必要見込量

単位	令和3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	2	2	4
延べ利用日数 (人日/月)	44	44	88

③ 就労継続支援（A型）【雇用型】

■ サービスの概要

一般企業での就労が困難な障がい者等に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、一般就労への移行を支援します。なお、A型では、雇用契約を結んだうえで就労の場を提供します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	市内にある就労継続支援（A型）事業所が令和3年2月から休止となり利用者の減少が見込まれるため、市外A型事業所の利用者数の状況から推計します。
今後の見込量確保のための方策	サービスの需要の把握、必要量の確保に努めるとともに、今後も、関係団体等へ市内でのA型事業所の開設について、働きかけを行います。

■ 第5期の見込量及び実績等

単位	30年度	元年度	2年度（見込）
見込人数 (人/月)	4	4	4
利用実人数 (人/月)	8	9	11
延べ見込日数 (人/月)	90	90	90
延べ利用日数 (人日/月)	173	195	246

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	3	3	3
延べ利用日数 (人日/月)	68	68	68

④ 就労継続支援（B型）【非雇用型】

■ サービスの概要

就労移行支援事業により一般企業への雇用に結びつかなかった障がい者等、一般企業等で就労経験のある障がい者等で年齢や体力の面から雇用されることが困難な障がい者等に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。生産活動や就労に関する必要な知識や能力が高まった障がい者等は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行をめざします。

■ 【見込の考え方・方策】

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度までの利用状況により推計します。
今後の見込量確保のための方策	①現在、市内の就労移行支援（B型）事業所では、ほぼ、定員に近い状況での運営を行っていることから、今後も需要の把握に努め、待機者が生じないよう関係機関と連携し、必要なサービスの確保に努めます。 ②利用者の月額工賃の向上についても、気仙地域障がい者自立支援協議会の就労部会等での調整や関係機関との連携を図り、官公庁における受注機会の拡大に努めるなど、利用者の労働環境や意欲の向上に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績等

単位	30年度	元年度	2年度（見込）
見込人数 （人／月）	169	170	172
利用実人数 （人／月）	168	168	170
延べ見込日数 （人／月）	3,216	3,248	3,281
延べ利用日数 （人日／月）	3,466	3,323	3,377

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 （人／月）	171	172	174
延べ利用日数 （人日／月）	3,377	3,377	3,377

⑤ 就労定着支援

■ サービスの概要

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

■ 【見込の考え方・方策】

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度からの新規事業で、圏域に事業所が無いため、令和5年度からの見込とします。
今後の見込量確保のための方策	関係機関と連携し、利用者のニーズの把握とサービス提供に努めます。県内では盛岡を中心に16か所事業所があります。

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	—	—	1

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

■ サービスの概要

就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者等に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度までの利用状況及びアンケートの利用意向結果を踏まえ推計します。
今後の見込量確保のための方策	今後、地域生活への移行等に伴う利用者の増加が見込まれますので、サービス提供事業所等の関係機関と調整を図りながらサービス需要の把握に努め、市外の事業所等の調整等、広域的にも必要なサービス量の確保に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績等

単位	30年度	元年度	2年度（見込）
見込人数 (人/月)	64	65	65
利用実人数 (人/月)	59	60	60

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	61	61	62

(2) 施設入所支援

■ サービスの概要

生活介護または、自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせ、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	施設入所者の地域移行推進の観点から、令和5年度末の施設入所者数を国の目標のとおり、令和元年度末時点の施設入所者（79人）から1.6%（1人）の削減を目標として設定します。
今後の見込量確保のための方策	入所している障がい者等のサービス需要の動向の把握に努め、入所施設から地域移行へ向け、関係機関と連携し推進します。

■ 第5期の見込量及び実績

単位	30年度	元年度	2年度(見込)
第5期見込人数 (人/月)	80	80	79
利用実人数 (人/月)	76	79	78

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	79	78	78

(3) 自立生活援助

■ サービスの概要

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から適時のタイミングで適切な支援を行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度からの新規事業であり、平成30年から令和2年度までの地域移行者の状況から推計します。
今後の見込量確保のための方策	圏域にはサービス提供事業者が無く、県内のサービス提供事業所は6事業所です。ニーズの把握に努めるとともに関係機関と連携し、サービス提供体制について取り組みます。

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	—	—	1

4 相談支援

(1) 計画相談支援

■ サービスの概要

障がい者等が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントにより、障がい者の自立した生活を支えるため、サービスの支給決定前にサービス利用計画を作成するとともに、定期的にモニタリングを行います。

■ 【見込の考え方・方策】

令和5年度までの見込の考え方	計画相談支援については、障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者全てを対象として見込みます。
今後の見込量確保のための方策	利用者の状態像や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障がい福祉サービス等が提供されるように総合的な支援を行うとともに、利用者数の増加等に対応するため相談支援専門員の確保等に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績等

単位	30年度	元年度	2年度(見込)
見込人数 (人/月)	44	45	46
利用実人数 (人/月)	49	62	60

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	59	59	60

(2) 地域相談支援（地域移行支援）

■ サービスの概要

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の住居の確保、その他の地域生活に移行するための支援を行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度までの利用状況から推計します。
今後の見込量確保のための方策	入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携し、サービス需要の把握に努めながら、サービス提供体制の整備・拡充に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績等

単位	30年度	元年度	2年度(見込)
見込人数 (人/年)	2	2	2
利用実人数 (人/年)	1	0	0

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/年)	1	1	1

(3) 地域相談支援(地域定着支援)

■ サービスの概要

入所施設や精神科病院等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度までの利用状況から推計します。
今後の見込量確保のための方策	入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携し、サービス需要の把握に努めながら、サービス提供体制の整備・拡充に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績等

単位	30年度	元年度	2年度(見込)
見込人数 (人/年)	2	2	2
利用実人数 (人/年)	0	0	0

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/年)	1	1	1

5 児童福祉法による障がい児サービス等

(1) 障がい児サービス

① 障がい児通所支援

ア 児童発達支援

■ サービスの概要

未就学児を対象として、日帰りで、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を身に付けさせ、集団生活への適応訓練等を行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度までの利用状況では人数、日数ともに減少し、特に令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け大きく減少しました。しかし、アンケートによる利用希望は、実際の利用人数の4倍となっていることから、ニーズを踏まえて人数、日数の増加を見込み、平成30年度、令和元年度の平均値により推計します。
今後の見込量確保のための方策	必要なサービス提供量を確保しつつ、サービス提供体制の整備に努めます。

第5期の見込量及び実績

単位	30年度	元年度	2年度(見込)
見込人数 (人/月)	28	28	28
利用実人数 (人/月)	30	24	18
見込日数 (人日/月)	77	84	92
延べ利用日数 (人日/月)	73	54	44

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	27	27	27
延べ利用日数 (人日/月)	63	63	63

イ 放課後等デイサービス

■ サービスの概要

就学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度までの利用状況では人数は増加、日数は減少しましたが、アンケートによる利用希望では実際の利用人数の2倍のニーズがあることから、サービス提供がニーズに追いつかない状況と推察されます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用の制限があったことを勘案し、利用人数及び日数は令和元年度と同等と見込み推計します。
今後の見込量確保のための方策	必要なサービス提供量を確保しつつ、サービス提供体制の整備に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績

単位	30年度	元年度	2年度(見込)
見込人数 (人/月)	24	23	24
利用実人数 (人/月)	27	30	33
見込日数 (人日/月)	316	287	312
延べ利用日数 (人日/月)	298	287	250

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	30	30	30
延べ利用日数 (人日/月)	290	290	290

ウ 保育所等訪問支援

■ サービスの概要

保育所等を利用中または、今後利用する予定の障がいのある子どもが、障がいのない子どもとの集団生活に適応できるようになるための支援と、保育所等職員による子どもへの指導について助言を行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	現在、市内で、保育所等訪問支援を実施する事業所はありませんが、アンケートによると障がいのある未就学児を養育する家庭の約76%が利用を希望しているため、児童発達支援事業等における保育所等からの相談件数を勘案し推計します。
今後の見込量確保のための方策	令和5年度末までに、サービス提供が行える体制の構築を図ります。

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	—	—	84
延べ利用日数 (人日/月)	—	—	84

エ 医療型児童発達支援

■ サービスの概要

未就学児を対象として、日帰りで、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を身に付けさせ、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により治療も行います。

■ 見込の考え方・方策

現在、市内で、医療型児童発達支援を実施する事業所はありませんが、支援が必要な児童等のニーズに応じ、放課後等デイサービス事業所など既存のサービスにおいて対応しております。今後も、関係機関及び関係団体と連携・協議し、きめ細かいサービスを提供できるよう努めます。

オ 居宅訪問型児童発達支援

■ サービスの概要

重度の障がいがあり、外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を身に付けさせ、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

■ 見込の考え方・方策

現在、市内で居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所はありませんが、支援が必要な児童等のニーズに応じ、関係機関及び関係団体と連携・協議しサービスの提供が行える体制構築を図ります。

② 障がい児入所支援（福祉型・医療型）

■ サービスの概要

障がいのある児童を入所させて、施設での日常生活をとおして、着脱衣、食事や入浴などの生活習慣の知識と技術を身につけられるよう、自立に向けた支援を行います。

■ 見込の考え方・方策

現在、障がい児入所施設に入所している児童はいませんが、支援を求めるニーズが生じているため、障がい児入所支援を実施している県と連携し、適切なサービス提供に努めます。

(2) 障がい児相談支援

■ サービスの概要

障がい児通所支援（児童発達支援事業・放課後等デイサービスなど）を利用する児童を対象に「障がい児支援利用計画」を作成し、サービス事業所との連絡調整やサービスの利用状況について検証（モニタリング）などを行い、本人や家族の希望する生活を実現するサービス利用を支援します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	障がい児通所支援を利用する際は、専門的な知見を有する障がい児相談支援事業所での「障がい児支援利用計画」作成が必須となっており、過去5カ年の障がい児通所支援利用実績が横ばい傾向にあることから、令和3～5年度の利用人数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けない平成30年度、令和元年度の実績を参考に推計します。
今後の見込量確保のための方策	利用者の状態や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持ったサービス等が提供されるように総合的な支援を行うとともに、きめ細かな相談支援体制を構築するため相談支援専門員の確保等に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績

単位	30年度	元年度	2年度(見込)
見込人数 (人/月)	6	6	6
利用実人数 (人/月)	5	5	5

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
利用実人数 (人/月)	5	5	5

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■ サービスの概要

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるように、各種関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを、医療的ケア児のニーズ、地域の実態等に合わせて配置します。
今後の見込量確保のための方策	既に、障がい児相談支援事業所にコーディネーターとしての資格や知見を有する職員がいるため、事業所等への委嘱による確保に努めます。

■ 第5期の見込量及び実績

単位	30年度	元年度	2年度(見込)
見込人数 (人/年)	0	1	1
配置人数 (人/年)	0	0	0

■ 第6期の必要見込量

単位	3年度	4年度	5年度
配置人数 (人/年)	4	4	4

6 発達障がい者等に対する支援

(1) 発達障がい者に対する支援

発達障がいの特性を理解し、適切な対応ができるようにペアレントトレーニング等のプログラムの受講を促します。

なお、圏域には発達障がい者支援機関が無く、専門的な機関による支援体制が必要なため、当分の間は岩手県が実施するプログラムの受講者数を増やすことを目標とし、ペアレントメンターやピアサポート活動については、医療、保健機関等関係団体と連携しながらその醸成を図ってまいります。

(人)

区分	3年度	4年度	5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	4	4	4
ペアレントメンターの人数	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の具体的指標

区 分	3年度	4年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	圏域 4 市単独 12	圏域 4 市単独 12	圏域 4 市単独 12
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	圏域 21 市単独 36	圏域 21 市単独 36	圏域 21 市単独 36
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	1	0	1
精神障がい者の自立生活援助	0	0	1

8 相談支援体制の充実・強化のための取組

種 類		3年度	4年度	5年度
総合的・専門的な相談支援の有無		有	有	有
地域の 相談支 援体制 の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6	6	6
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6	6	6
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6	6	6

9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

種 類	3年度	4年度	5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数 (県が実施する研修会の市職員の参加者数)	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	有	有	有
	1	1	1

第5章 地域生活支援事業の見込量とその方策

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者がその有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者の地域生活を支援するため地域の実情に応じて市町村が実施する事業です。

1 地域生活支援事業（必須事業）

(1) 理解促進研修・啓発事業

■ 事業概要

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	現在、障がい者の理解を深めるため、手話・点字教室を開催しており、引き続き実施することを想定します。
今後の見込量確保のための方策	手話・点字教室のほか、音声訳教室など内容の展開を図ります。

■ 第6期の実施見込

単位等	3年度	4年度	5年度
実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

■ 事業概要

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）を支援します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	現在、重度心身障がい児（者）及びその家族を中心に支援を行っており、引き続き支援を行うことを想定します。
今後の見込量確保のための方策	重度心身障がい児（者）及びその家族の支援を継続するとともに、発達障がいなど不安を抱えている家族等への参加を呼びかけます。

■ 第6期の実施見込

単位等	3年度	4年度	5年度
実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

■ 事業概要

① 障がい者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し相談支援の機能強化を図ります。

③ 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務を行います。

④ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業・相談支援事業で実施）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等へ相談・助言します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業及び住宅入居等支援事業については、今後も、障がい者の自立及び日常生活の支援に係る相談を継続します。
今後の見込量確保のための方策	現在、気仙圏域に基幹相談支援センターが設置されていないため、関係機関及び関係団体と連携を図り、基幹相談支援センター設置について検討します。

■ 第6期の実施見込等

区 分	単位等	3年度	4年度	5年度
① 障がい者相談支援事業	実施箇所	1	1	1
② 基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	実施
④ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

■ 事業概要

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

身内がない方等で成年後見制度の利用が困難と認められる方に、申請の支援を行うほか、生活保護被保護者等に対しては、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について助成を行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	現在まで、市による成年後見制度助成を受けた障がい者はいませんが、知的障がい者や精神障がい者の高齢化が進んでおり、かつ、身内がない障がい者が増えているため、隔年に1件程度の支援を見込みます。
今後の見込量確保のための方策	案件発見のため、支援者、関係者の成年後見制度への理解促進を図るとともに、制度の周知及び職員のスキルアップを図ります。

■ 第6期の必要見込量

単位等	3年度	4年度	5年度
利用見込(人数)	1	0	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■ 事業概要

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	今後、家族関係の希薄化、親族等の高齢化等を背景として、成年後見制度の必要性が高くなり、当地区で後見人と成り得る専門職が不足することが予想されます。親族以外の後見人を選任できるよう、法人後見体制の整備に取り組みます。
今後の見込量確保のための方策	法人後見組織体制の構築のため、関係機関及び関係団体と連携し研修及び検討を進めます。

■ 第6期の実施見込

単位等	3年度	4年度	5年度
実施の有無	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

■ 事業概要

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

② 手話通訳者設置事業

手話通訳者等を市役所に配置し、庁舎内外の各種業務等において、聴覚障がい者とのコミュニケーションが必要な場合に手話を用いてその仲介を行います。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	手話通訳者・要約筆記者派遣については、現在の利用状況を勘案し見込量を推計します。また、市役所に手話通訳者等を引き続き配置します。
今後の見込量確保のための方策	手話通訳者及び要約筆記者等の養成及びスキルアップを図り、派遣体制を充実させます。

■ 実績等

区 分	単位等	30年度	元年度	2年度(見込)
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用実績件数	14	16	15
② 手話通訳者設置事業	設置実績者数	1	1	1

■ 第6期の必要見込量

区 分	単位等	3年度	4年度	5年度
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用見込件数	15	15	15
② 手話通訳者設置事業	設置見込者数	1	1	1

(7) 日常生活用具給付事業

■ 事業概要

障がい者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図るため、次の用具を給付します。

介護・訓練支援用具・・・特殊寝台、特殊マット、体位変換器等

自立生活支援用具・・・入浴補助用具、頭部保護帽、特殊便器等

在宅療養等支援用具・・・ブライザー(吸入器)、たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具・・・点字ディスプレイ、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭等

排泄管理支援用具・・・ストーマ装具等

居宅生活動作補助用具・・・居宅生活動作補助用具等

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	各年度によって、給付状況に変動があるため、平成30年度から令和2年度の平均値を、見込量とします。
今後の見込量確保のための方策	事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた日常生活用具の給付を引き続き行います。

■ 給付実績

品 目	単位等	30年度	元年度	2年度(見込)
介護・訓練支援用具	給付等 件数	1	1	4
自立生活支援用具	給付等 件数	3	1	8
在宅療養等支援用具	給付等 件数	10	8	8
情報・意思疎通支援用具	給付等 件数	45	50	30
排泄管理支援用具	給付等 件数	818	850	900
居宅生活動作補助用具	給付等 件数	1	2	2

■ 第6期の必要見込量

品 目	単位等	3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	給付等見込 件数 (件)	2	2	2
自立生活支援用具	給付等見込 件数 (件)	3	3	3
在宅療養等支援用具	給付等見込 件数 (件)	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	給付等見込 件数 (件)	50	50	50
排泄管理支援用具	給付等見込 件数 (件)	900	900	900
居宅生活動作補助用具	給付等見込 件数 (件)	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■ 事業概要

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等が、自立した日常生活又は社会参加ができるように手話奉仕員を養成します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成26年度より、手話奉仕員養成講座を開始し、1年目は、「基礎課程」、2年目に「入門課程」を行い、2年間かけ、手話奉仕員を養成しました。平成30年度以降は、手話奉仕員の人員確保の推進ため1年間で手話奉仕員を養成しており、今後も継続します。また、受講者のフォローアップも検討します。
今後の見込量確保のための方策	手話奉仕員養成講座参加者の確保を図るため、市広報紙や関係団体等に働きかけるなど、講座開催の周知に努めます。

■ 実績等

区分	30年度	元年度	2年度(見込)
養成講習修了者数 (登録者数)	5(0)	4(3)	6(3)

■ 第6期の見込量

単位等	3年度	4年度	5年度
養成講習修了見込者数 (登録見込者数)	5(3)	5(3)	5(3)

(9) 移動支援事業

■ 事業概要

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	利用者が減少しているため、令和2年度推計値を見込量とします。
今後の見込量確保のための方策	障がい者の外出等社会参加の促進を図るため、必要なサービス量に対応できる体制の維持に努めます。

■ 利用実績

単位等	30年度	元年度	2年度(見込)
利用実人数	4	3	2
延べ利用時間	161	61	60

■ 第6期の必要見込量

単位等	3年度	4年度	5年度
利用実人数	2	2	2
延利用時間	60	60	60

(10) 地域活動支援センター

■ 事業概要

障がい者等に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度の平均値を令和3年度から令和5年度の見込量とします。
今後の見込量確保のための方策	現在の、サービスを継続して提供できるよう事業所の支援を行います。

■ 利用実績

単位等	30年度	元年度	2年度（見込）
市内実施箇所	2	2	2
利用実人数	63	60	58
市外実施箇所	1	1	1
利用実人数	3	1	0

■ 第6期の必要見込量

単位等	3年度	4年度	5年度
市内実施箇所	2	2	2
利用実人数	60	60	60
市外実施箇所	1	1	1
利用実人数	1	1	1

2 地域生活支援事業（任意事業）

(1) 訪問入浴サービス

■ 事業概要

自宅での入浴が困難な障がい者等に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度の実績を勘案し、現在の利用者から見込量を推計します。
今後の見込量確保のための方策	自宅での入浴が困難な障がい者の把握を進めるとともに、必要なサービス量に対応できる体制の維持に努めます。

■ 利用実績

単位等	30年度	元年度	2年度（見込）
利用実人数	1	1	2
延べ利用回数	90	89	115

■ 第6期の必要見込量

単位等	3年度	4年度	5年度
利用実人数	2	2	2
延べ利用回数	120	120	120

(2) 日中一時支援事業

■ 事業概要

障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息をとることを促進します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度の実績を勘案し見込量を推計します。
今後の見込量確保のための方策	日中一時支援事業については、必要なサービス量に対応できる体制の維持に努めます。

■ 利用実績

単位等	30年度	元年度	2年度（見込）
利用実人数	35	27	25
延べ利用回数	955	820	585

■ 第6期の必要見込量

単位等	3年度	4年度	5年度
利用実人数	30	30	30
延べ利用回数	700	700	700

(3) 身体障害者自動車運転免許取得・改造助成事業

■ 事業概要

身体障がい者で自動車運転免許の取得により、障がい者の社会参加の促進が見込まれる場合に、免許取得費用の一部を助成します。

また、障がい者自らが所有し運転する自動車を改造し、又は重度障がい者若しくは重度障がい児の介護人が所有し、主に介護する重度障がい者等の移動のために使用する自動車の改造等の場合に費用の一部を助成します。

■ 見込の考え方・方策

令和5年度までの見込の考え方	平成30年度から令和2年度の平均値を、見込量とします。
今後の見込量確保のための方策	障がい者の社会参加促進と障がい者が容易に移動する手段を確保するため、引き続き助成を継続します。

■ 実績

単位等	30年度	元年度	2年度（見込）
件数	1	3	0

■ 第6期の必要見込量

単位等	3年度	4年度	5年度
件数	2	2	2

(4) その他の地域生活支援事業

ア スポーツ・レクリエーション開催、文化芸術活動振興事業

気仙地域で行っている、「身体障がい者スポーツ交流会」、「太陽の子等のつどい」、「障がい者作品展」の開催を引き続き支援します。

イ 音楽療法

障がい者のもてる能力を高め・維持するため、引き続き音楽療法を定期的を開催します。

※ 音楽療法とは

身体又は精神に障がいがある者等に、継続的に聴覚・視覚・触覚等の感覚器官を刺激することでストレスの軽減や基本的動作能力の維持向上又は社会的応用能力の回復を図るものです。

ウ 点字・声の広報等発行

視覚障がい者の方を対象として、大船渡市広報を点字や録音したCDなどで、定期的に配布し情報入手を支援します。

エ 声の福祉図書館運営

一般的な図書を読むのが困難な視覚障がい者等に対し、生活の質の向上及び情報入手を支援するため、録音図書の貸出を行います。

オ 生活訓練事業

視覚障がい者や聴覚障がい者を対象として、日常生活上必要な訓練・指導等を行い生活の質の向上を図り、社会復帰等を促進するため、生活訓練事業を行う団体を継続的に支援を行います。

第6章 計画の推進体制

(1) 地域社会への広報及び啓発活動

障がい者に対する差別や偏見が無く、障がいのある人もない人も共に暮らせる地域共生社会について、市民意識の醸成に努め、本計画の円滑な推進に向け、地域で暮らす人々に理解と協力、支援への参画等と呼びかけていきます。

(2) 連携・協力体制の確保

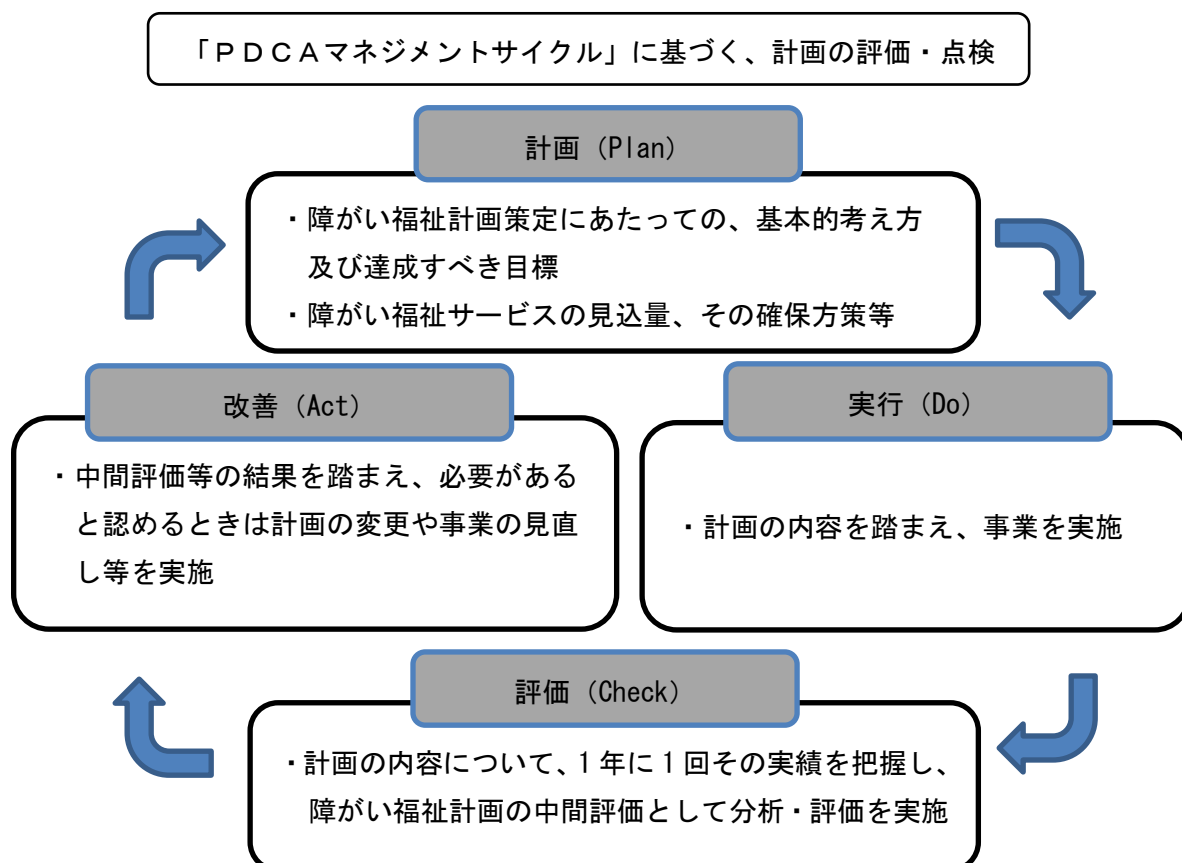
計画推進にあたっては、陸前高田市及び住田町と共同で運営している気仙地域障がい者自立支援協議会を通じて、2市1町で連携を図りながら、サービス提供事業者、医療、教育、社会福祉協議会等とのネットワーク形成を図り、地域社会において障がい者等がいきいきとした生活や活動ができるよう努めます。

(3) 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、毎年度、「計画（Plan）－実施・実行（Do）－点検・評価（Check）－処理・改善（Action）」の「PDCAマネジメントサイクルに基づく、計画の評価・点検を行います。

なお、点検と評価は地域における障がい者を支えるネットワーク「気仙地域障がい者自立支援協議会」において受けるものとします。

この点検・評価をもとに、計画推進のため本計画の変更や見直し等を検討していきます。



1 気仙管内障がい福祉サービス提供事業所一覧

【居宅介護・重度訪問介護】

事業所名	所在地	電話番号
大船渡市社会福祉協議会 障害者福祉サービス事業所	大船渡市盛町字下館下 14-1	27-1003
SOMPOケア 大船渡 訪問介護	大船渡市盛町字みどり町 8-13	21-3119
陸前高田市社会福祉協議会 障害福祉サービス事業所	陸前高田市高田町字鳴石 50-10	54-5151
住田町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	住田町世田米字川向 96-5	46-2300
すみれ介護事業所	陸前高田市竹駒町字滝の里 62-2	47-5515

【行動援護】

事業所名	所在地	電話番号
大船渡市社会福祉協議会 障害者福祉サービス事業所	大船渡市盛町字下館下 14-1	27-1003
陸前高田市社会福祉協議会 障害福祉サービス事業所	陸前高田市高田町字鳴石 50-10	54-5151

【同行援護】

事業所名	所在地	電話番号
陸前高田市社会福祉協議会 障害福祉サービス事業所	陸前高田市高田町字鳴石 50-10	54-5151
特定非営利活動法人 おでかけ支援グループそよ風	陸前高田市竹駒町字相川 49-11	55-5459

【短期入所】

事業所名	所在地	定員	電話番号
吉浜荘短期入所事業所	大船渡市三陸町吉浜字上野 125-224	4	45-2111
ケアホーム希望	大船渡市猪川町字富岡 153-1	2	21-1122
(休止中) 慈愛福祉学園 デイサービスセンター	大船渡市立根町字下欠 125-17		
ひかみの園短期入所事業所	陸前高田市高田町字大隅 8-8	6	55-3200
こすもすの家	大船渡市赤崎町字諏訪前 3-2	(28)	26-5890

【生活介護】

事業所名	所在地	定員	電話番号
慈愛福祉学園 デイサービスセンター	大船渡市立根町字下欠 125-17	20	21-1122
ゆうき社	大船渡市赤崎町字諏訪前 3-2	19	26-5890
多機能型支援施設アップル	陸前高田市高田町字山苗代 23-2	20	47-4652
吉浜荘	大船渡市三陸町吉浜字上野 125-224	60	45-2111

【就労継続支援（B型）】

事業所名	所在地	定員	電話番号
慈愛福祉学園	大船渡市立根町字下欠 125-14	40	27-0888
朋友館	大船渡市立根町字下欠 125-14	30	27-0077
星雲工房	大船渡市立根町字下欠 125-17	30	21-1818
ゆうき社	大船渡市赤崎町字諏訪前 3-2	17	26-5890
@かたつむり	大船渡市猪川町字中井沢 97-1	40	26-2134
エクセルシオール	大船渡市大船渡町字笹崎 13-10	20	27-6203
ポプラ	大船渡市大船渡町字笹崎 57-11	10	22-8415
青松館	陸前高田市米崎町字地竹沢 245-3	40	53-1135
せせらぎ	陸前高田市矢作町字諏訪 18-9	20	55-1890
指定就労継続支援B型事業所 あすなるホーム	陸前高田市高田町字東和野 37-1	30	55-2978
作業所きらり	陸前高田市高田町字大隅 1-1	20	55-3892
夢工房・カトレア	気仙郡住田町上有住字長者洞 67-1	12	47-4456

【施設入所支援】

事業所名	所在地	定員	電話番号
吉浜荘	大船渡市三陸町吉浜字上野 125-224	60	45-2111
ひかみの園	陸前高田市高田町字大隅 8-8	60	55-3200

【共同生活援助】

事業所名		所在地	定員	電話番号
こすもす の家	いちばん星	大船渡市立根町字堀之内 24-2	6	25-0823
	お多幸ハウス	大船渡市大船渡町字明神前 133-17	4	27-8552
	こすもすの家A棟	大船渡市三陸町越喜来字井戸洞 68	6	26-5890
	こすもすの家B棟	大船渡市三陸町越喜来字井戸洞 68	4	26-5890
	こすもすの家C棟 ※	大船渡市三陸町越喜来字井戸洞 69-5	3	
	シャトル三陸A-101 ※	大船渡市三陸町越喜来字肥の田 29-1	1	
	シャトル三陸A-201 ※	大船渡市三陸町越喜来字井戸洞 29-1	1	
	市営住宅 ※	大船渡市大船渡町字富沢 36-6	1	
	佐藤貸家 ※	大船渡市立根町字猫足 20-1	1	
ケアホーム希望		大船渡市猪川町字富岡 153-1	7	47-4769
グループ ホーム 「もみじ」	グループホーム 「もみじ」	大船渡市猪川町字長洞 134-18	7	27-3312
	グループホーム 「第二もみじ」	大船渡市盛町字宇津野沢 2-15	6	27-1812
松原ホーム	しおさいホーム	陸前高田市高田町字栃ヶ沢 210-1 県営栃ヶ沢アパート	6	55-5233
	椿ホーム	陸前高田市高田町字栃ヶ沢 210-1 県営栃ヶ沢アパート	6	55-5222
	あさひホーム	陸前高田市高田町字中田 60-5 市営住宅中田団地第 1211 号第 1213 号	4	47-4008
	大隅ホーム	陸前高田市高田町字大隅 69-2	7	47-3507
	野の花ホーム	陸前高田市高田町字栃ヶ沢 210-1 県営栃ヶ沢アパート 1 号棟 (612、710、711、712)	4	
共同生活 事業所 「SUN」	グループホーム 「Mercury」	陸前高田市米崎町字館 25-2	7	55-5202

※ サテライト型グループホーム

2 気仙管内障がい児支援事業所一覧

【児童発達支援】

事業所名	所在地	電話番号
ひまわり教室（基準該当）	大船渡市盛町字下館下 14-1	27-3111
ふれあい教室（基準該当）	陸前高田市高田町字東和野 11	22-8673
慈愛福祉学園 デイサービスセンター（県指定）	大船渡市立根町字下欠 125-17	21-1122

【放課後等デイサービス】

事業所名	所在地	電話番号
慈愛福祉学園 デイサービスセンター（県指定）	大船渡市立根町字下欠 125-17	21-1122
多機能型支援施設アップル （県指定）	陸前高田市高田町字山苗代 23-2	47-4652
あふたーすくーる・すてっぷ （県指定）	陸前高田市高田町字太田 13-11	47-5178